

川越市告示第 195 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する規制地域並びに法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準、同項第 2 号に規定する排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準及び第 3 号に規定する敷地外における臭気指数の規制基準を次のとおり定め、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 15 年告示第 123 号（悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出の規制地域の指定及び特定悪臭物質の種類ごとの規制基準の設定について）は、平成 19 年 9 月 30 日限り、廃止する。

平成 19 年 4 月 1 日

川越市長 舟 橋 功 一

- 1 法第 3 条に規定する規制地域
市内全域
- 2 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準
別表のとおり
- 3 法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準

別表の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「総理府令」という。）第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

- 4 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する敷地外における臭気指数の規制基準

別表の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、総理府令第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数別表

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
臭気指数	1 2	1 4	1 5

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 A 区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域の指定がされている区域
- 2 B 区域 A 区域及び C 区域を除いた市内全域
- 3 C 区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域の指定がされている区域